

◇執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市金融系外国企業等事業計画認定等審査会を執行機関の附属機関として設置することにしました。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(経済戦略局立地交流推進部立地推進担当)